

1 地域生活支援事業の円滑な実施等について

(1) 地域生活支援事業費補助金について

地域生活支援事業は、地方分権の流れを踏まえ、各自治体が自ら創意工夫を活かし、柔軟な形態で効果的・効率的な事業展開が可能な仕組みとしており、また、交付された補助金は、各自治体の裁量で個々の事業に配分することができるなど、その裁量が最大限発揮できる「統合補助金」としている。

各自治体においては、このような地域生活支援事業の特性を踏まえ、引き続き、地域の実情や障害者等のニーズを踏まえた効果的・効率的な事業展開をお願いしたい。

(2) 平成23年度予算案及び協議について

ア 平成23年度予算額（案）について

地域生活支援事業費補助金の平成23年度予算額（案）については、「障害者の地域移行・地域生活支援のための緊急体制整備事業（特別枠措置）」の中の「地域移行のための安心生活支援」の所要額10億円を含め、44.5億円を確保している。

イ 新規メニュー「地域移行のための安心生活支援事業」について

障害のある方の地域生活への移行を進めるためには、地域における安心した暮らしを支える支援体制の整備が必要であることから、地域生活支援事業のメニューの1つとして、新たに「地域移行のための安心生活支援事業」（仮称）を創設することとしている。

本事業は、特別枠により措置された10億円を活用し、市町村における夜間も含めた緊急対応や緊急一時的な宿泊等の具体的な施策を盛り込んだ「地域移行推進重点プラン」に基づく事業に対して補助を行うものである。

本事業の予算配分については、各自治体からの協議方式により行う予定であるが、具体的な協議方法等については、本年3月中にお示しする予定である。

(参考) 「地域移行のための安心生活支援事業」の概要

○ 障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、以下の支援策等を盛り込んだ「地域移行推進重点プラン」を作成し、地域生活への移行や定着を面的かつ一体的に支援する。

(1) 地域安心生活支援体制強化事業

- ・ 緊急時相談支援事業（必須実施）
- ・ その他、緊急時ステイ事業、地域生活体験事業 等

(2) 地域移行特別支援事業

上記(1)の事業を実施するとともに、移動支援やコミュニケーション支援等を実施する。

ウ 「特別支援事業」について

平成21年度から実施している「特別支援事業」については、コミュニケーション支援の充実や盲ろう者の社会参加等の促進を図る事業のほか、地域の特性に配慮して先駆的・モデル的に取り組む事業等に対して、優先的に補助を行うものであるので、平成23年度においてもその活用を検討願いたい。

なお、平成23年度における具体的な取扱いは、予算成立後、速やかにお示しすることとしているが、基本的には本年度と同様、各自治体からの協議方式により行う予定である。

(3) 地域生活支援事業実施要綱の一部改正内容について

平成23年度の地域生活支援事業実施要綱については、現在、参考資料に掲載した改正を予定している。

この一部改正（案）については、予算成立後、速やかに発出することとしている。

(参考)改正事項

- ・「要約筆記者」（コミュニケーション支援事業、養成事業）の新設
- ・「地域移行のための安心生活支援事業」の新設

(資料1—1) 地域生活支援事業実施要綱新旧対照表（案）

(4) 地域生活支援事業の適正な実施について

ア 適正な事務執行等について

地域生活支援事業は、公費により実施される事業であり、適正な運用が求められているが、去年の主管課長会議以降も、

- 移動支援事業の不正請求事例（架空のサービス提供実績に基づく請求を行っていた事例）
- 地域生活支援事業費補助金の対象経費の実支出額算定に当たり、補助対象とならない地域活動支援センターの基礎的事業に係る経費を計上していた事例（平成21年度決算検査報告）

が報告されているところである。

上記以外の事業も含め、不適正な取扱いが行われた結果として、必要とする者にサービスが行き届かない事態などが生じないよう、各自治体においては、適正な事務執行はもとより、書類の確認や関係者への聞き取りを行うなどにより適正に事業が実施されているか点検を行うなど、事業者に対する計画的な指導をお願いしたい。

なお、事業者に対する指導の結果、不適正な取扱いが認められたときは

厳正に対処するとともに、適正な実施が確保されるようお願いしたい。(地域活動支援センター機能強化事業については、(10のイ)を参照されたい。)

イ 障害特性に配慮したサービス提供の推進について

関係団体から、事業者との契約において契約内容を点字もしくはテープ等で提供するなど、障害特性に配慮した取組みを推進してほしい旨の意見が寄せられている。各自治体においては、障害特性に配慮したサービス提供の推進について事業者に対して周知するなどの対応をお願いしたい。

(5) 地域生活支援事業における低所得者の利用者負担について

平成22年4月から、障害福祉サービス等に係る低所得（市町村民税非課税）者の利用者負担が無料化されたことを踏まえ、各実施主体の判断で定めることとなっている地域生活支援事業の利用者負担の取扱いについても、昨年の部局長会議等において検討をお願いしたところである。

また、平成22年6月に実施した低所得者の利用者負担の無料化状況調査について結果をとりまとめたので、各市町村においては、本調査の結果も参考にしながら、引き続き、地域生活支援事業に係る利用者負担の取扱いについて検討をお願いしたい。

特に、コミュニケーション支援事業や移動支援事業等については、地域生活支援事業創設以前の利用者負担の状況や障害福祉サービス等における利用者負担状況等を十分に踏まえ、引き続き、低所得者のサービス利用に支障が生じないように対応をお願いしたい。

(資料1—2) 地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況

(平成22年度)

(6) 必須事業未実施市町村に対する支援について

移動支援事業やコミュニケーション支援事業等の必須事業を未だ実施していない市町村においては、近隣市町村と連携してサービス提供者の育成・確保に取り組むなど、地域で生活する障害者のニーズに即したサービスの確保をお願いするとともに、各都道府県においては、基金事業の「コミュニケーション支援広域支援検討事業」を活用した体制づくりなど、管内の市町村に対する支援をお願いしたい。

(資料1—3) 地域生活支援事業（必須事業）の実施状況（平成21年度）

(資料1—4) 各事業の実施状況【都道府県別】（平成21年度）

(7) 移動支援事業について

ア 効果的・効率的なサービス提供について

移動支援事業は、障害者の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支える上で重要なサービスであり、実施にあたっては、事業の利用を希望する者の心身の状況や利用についての意向等を十分に把握した上で適切な利用時間数を設定するなど、サービスを真に必要とする者に適切に提供されるようお願いしたい。

また、実施要綱において示しているように、利用者が委託事業者リストから任意に選択できるような仕組みとすることや視覚障害者に対する代筆・代読など障害種別に配慮したサービス提供等、利用者の利便性に配慮するとともに、サービスの担い手であるガイドヘルパーの確保やその資質向上の取組みについてもお願いしたい。

さらに、共通のサービス利用の意向を持つ複数の障害者について、同一の目的地への移動を同時に支援することが適当と認められる場合などには、グループ支援型によるサービス提供も考えられるので、活用を図りたい。

イ 同行援護の創設との関係について

昨年12月に成立した「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）」により、重度の視覚障害者（児）に対する移動支援が、「同行援護」として障害福祉サービス（自立支援給付）に位置付けられ、平成23年10月1日から施行の予定である。

地域生活支援事業による移動支援事業の一部が「同行援護」へ移行することとなるが、「同行援護」の対象者やサービス内容、事業者の指定基準等については現在検討中であることから、その内容が固まり次第ご連絡することとしている。（具体的なスケジュール等については、障害福祉課資料を参照されたい。）

ウ 視覚障害者移動支援事業従事者資質向上事業について

「視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上事業」については、基金事業として平成23年度まで継続して実施することとしている。

平成23年度の事業計画については、現在、社会福祉法人日本盲人会連合において検討中であり、本年4月中に各都道府県に示される予定であるので、積極的な参加をお願いしたい。

また、この研修の修了者は、視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上を担う指導者となることが想定されているので、各都道府県におけるガイドヘルパー養成研修等の講師としての活用についても検討されたい。

なお、この事業による研修を受講する際の旅費（交通費及び宿泊費）については、平成22年度に引き続き、地域生活支援事業（特別支援事業）の「視覚障害者移動支援事業従事者資質向上特別支援事業」として補助対象経費とする予定である。

（8）コミュニケーション支援事業について

ア コミュニケーション支援事業の推進について

コミュニケーション支援事業については、法律上必須事業としているにもかかわらず実施していない市町村が約4分の1ある状況（平成21年3月31日現在）となっている。

なお、個別の事業ごとでは、手話通訳者設置事業は約7割の市町村が未実施であり、要約筆記者派遣事業については約5割の市町村が未実施という状況である。

コミュニケーション支援事業については、市町村圏域を越えた手話通訳者の派遣等に課題があることから、派遣事業等の広域利用に対応できる体制づくりについて検討する「コミュニケーション支援広域支援検討事業」を基金事業の中にメニュー化しており、また、市町村域を越えて手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業に対しては、地域生活支援事業の特別支援事業（「コミュニケーション支援充実強化事業」）として優先的に支援することとしている。

また、コミュニケーション支援事業の円滑な実施には人材の養成が重要であることから、地域生活支援事業の特別支援事業として「コミュニケーション支援従事者ステップアップ研修事業」、「コミュニケーション支援従事者養成研修促進事業」を加え、優先的に支援することとしているところでもある。

各都道府県においては、これらの事業を有効に活用し、広域利用体制を整備するとともに、併せて、以下の点にも留意の上、未実施市町村の早期解消を進めることにより、コミュニケーション支援事業の一層の推進を図られるようお願いしたい。

- 事業の単独実施が困難な市町村については、視聴覚障害者情報提供施設などの関係機関や団体への委託、近隣市町村との共同実施などの方法により、効率的な事業の実施に努めること。
- 障害当事者団体主催の行事や会議等、複数の利用者がある場合についても手話通訳者等の派遣が適切に行われるよう努めること。
- 派遣対象について、利用者の意向に配慮されたいこと。
- 視覚や聴覚に障害のある方々の意思疎通を図る方法については、手話通訳等の他にも代読や代筆などの方法があるので、それぞれのニーズを的確に把握し、円滑な事業の実施に努めること。

イ 要約筆記者の養成について

要約筆記者派遣事業については、奉仕員養成研修事業において「要約筆記者奉仕員」として登録された者を派遣することとしているが、平成23年度より、新たに要約筆記者養成カリキュラムを策定し、多様なニーズに対応できる「要約筆記者」を養成、派遣することとしている。

現在、要約筆記者を養成する指導者の養成プログラム等の検討を進めているところであり、今後、指導者養成講習会等の具体的な内容が決まり次第お示しすることとしている。

(資料1-1) 地域生活支援事業実施要綱新旧対照表 (案)

(資料1-5) 標準的な要約筆記者養成カリキュラム (案)

(9) 日常生活用具給付等事業について

日常生活用具給付等事業については、各市町村の積極的な取組みにより、ほぼ100%の実施率に達しているところである。

本事業については、地域生活支援事業として位置づけられており、地域の特性や利用者の状況などに応じて柔軟に事業を実施できる仕組みとなっていることから、市町村においては、引き続き各地域における障害者の実情等を十分に考慮し、真に必要な用具の給付等が適切に行われるよう配慮願いたい。

また、本事業については、事業費が高額となっており、年々増加傾向にもあることから、安定した事業運営を図るためには事業実施上の効率化が必要となっているため、市町村においては、過去に国が定めた価格や方法にとらわれることなく、例えばストーマ装具の購入価格につき複数事業者による競争の上指定事業者を決定するなど、より効率的な事業の執行に努められたい。

(10) 地域活動支援センターについて

ア 地域活動支援センターの安定的な運営の確保について

地域活動支援センターは、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設として、障害者の地域における自立した生活を支える上で重要であることから、地域生活支援事業の必須事業として位置付けられているところである。

本センターの基礎的事業に対する助成は、市町村の一般財源により実施されるものであり、税金の少ない地方自治体については、地方交付税制度により、一定の財源が保障されているところである。

このため、各市町村においては、少なくとも従前の補助水準を確保するなど、安定した事業運営が図られるよう配慮をお願いしたい。

(参考) 地域活動支援センター運営費の一般財源化

地方交付税(普通交付税)の額を決定する際の基準財政需要額の中に地域活動支援センター及び小規模作業所に対する運営費部分が含まれており、平成18年度以降は、引き続き適正な補助水準が確保されるよう、都道府県に措置されていた部分が市町村に集約されている。

イ 地域活動支援センター機能強化事業の点検等について

地域生活支援事業費補助金により補助を行う地域活動支援センター機能強化事業は、従前の小規模作業所の補助水準が維持されることを前提に、地域活動支援センターの機能を充実強化するため、上乘せをした部分について補助するものである。

この機能強化事業については、平成21年度決算検査報告において、一部の自治体における不適正な事例(4)アを参照)が指摘されている。
各市町村におかれては、平成21年12月15日付事務連絡にてお知らせしている「地域活動支援センター機能強化事業の見直しの基本的な考え方について」も参考にしながら、適正な実施をお願いしたい。

(11) 小規模作業所について

小規模作業所については、サービスの質の向上や事業の安定的な運営を図る観点から、「移行等支援事業」や「小規模作業所移行促進事業」といった基金事業による助成や要件緩和など、法定事業への移行を支援するための措置を講じているので、各自治体におかれては、引き続き、これらの移行支援策の活用を図られたい。

また、小規模作業所の運営費に対する助成は、地域活動支援センターと同様、税収の少ない地方自治体については、地方交付税により、一定の財源が保障されているので、適正な補助水準を確保するようお願いしたい。

(資料1-6) 小規模作業所の新体系等への移行状況調査

(平成22年4月時点)

(資料1-7) 小規模作業所の新体系等への移行状況調査

【都道府県別：移行率】 (平成22年4月時点)

(資料1-8) 小規模作業所の新体系等への移行状況調査

【都道府県別：移行か所数】 (平成22年4月時点)